

2020年2月26日

北星学園女子中学高等学校
1～5年生生徒・保護者 各位

北星学園女子中学高等学校
学校長 浅 里 慎 也

新型コロナウイルス感染症拡大による当面の対応について

向春の候、保護者の皆さまにおかれましてはますますご清栄のことと拝察いたします。日頃は、本校の教育活動にご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、道内でも感染した事例が相次いで確認されました。今後は、感染を可能な限り抑えていくことが重要となります。

卒業式等の対応については、2月25日に通知された北海道教育委員会からの情報をもとに北海道総務部法務・法人局学事課から通知がありました。今後、変更がある場合は、文部科学省の通達と共に、情報を速やかに共有してお伝えします。現在のところ、下記の方針で対応していくことをご理解、ご協力ください。

記

1. 日常生活での感染防止の対応について

まずは、石鹸を使った「手洗い」の徹底、トイレ等に配置されている消毒用アルコールによる手指消毒を行ってください。また、くしゃみ・咳などが出ている場合は「咳エチケット」を行ってください。咳エチケットは、日常の学校・社会生活で必要な活動中や交通機関での移動など、混雑した場所で行うことが重要です。感染を防ぐため細心の注意を払ってください。

通常の風邪やインフルエンザ対策と同様、免疫力を落とさないことが大切です。十分な睡眠やバランスの良い食事を摂るよう心掛け、規則正しい生活を送ってください。

2. 感染が疑われる場合の対応について

○次の症状がある方は医療機関等にご相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口：0120-565653

(受付時間 9時00分～21時00分)

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口：011-632-4567

(受付時間 毎日9時00分～21時00分)

3. 新型コロナウイルスに罹患した場合の取扱いについて

① 生徒の出席停止及び期間

罹患した場合は出席停止とします。出席停止期間は「治癒するまで」とします（学校保健安全法施行第19条第1項の規定）。登校再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を提出してください。

なお、出席停止になった場合は、生徒の不利益とならないような適切な配慮を行います。

② 学校への報告の徹底

罹患した場合は、他者への感染を防ぐため必ず電話で学校に報告してください。

4. 卒業記念礼拝及び卒業礼拝の実施について

① 卒業記念礼拝（2月27日（木））について

各クラスで放送礼拝の形式で実施します。

② 卒業礼拝（2月28日（金））について

礼拝の一部を簡略化し実施します。

出席は、卒業生とその保護者のみとし、在校生は出席できません。

5. 学校からの連絡

文書通知、ホームページ、緊急メール配信等を使って、通達します。

札幌市のホームページ、厚生労働省から出ている情報も参考にしてください。

以上